



かにが沢公園を彩るウメ

目次

- 臨時開庁(2面)
- みんなの健康(3面)
- 4月1日から施行 座間市環境美化条例(4面)
- 子育てファミリーのための防災ハンドブック(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 市内のさくら祭り(8面)

4月1日  
から

## 「燃えるごみ」は「燃やすごみ」へ

### 市ではごみ収集の有料化を計画していません

家庭から排出される可燃ごみは減少傾向にあります。より高いレベルで減量・分別を徹底するために、物の性状で「燃えるごみ」としてきた可燃ごみの表記を、4月1日(月)から人の行動を表す「燃やすごみ」に変更します。可燃ごみを「燃えるかどうか」ではなく「燃やすべきかどうか」で判断するように、ご協力をお願いします。

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616

燃やすごみ  
バナナの皮

処理機<sup>※1</sup>を使って堆肥化できます。

### 燃やすごみとは

- 放置すると腐敗し、悪臭など生活環境に影響を及ぼす恐れがあるもの
- 汚物または血液などが付着しており、放置すると感染症を引き起こす恐れがあるもの
- 個人の情報や嗜好などが反映されており、放置するとプライバシーが侵害される恐れがあるもの
- その他、現時点で資源化の方法がなく焼却できるもの

資源物  
紙袋

### 毎日のごみ出しを便利に ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

スマートフォンなどを利用して、ごみの排出日の通知を受けたり、分別方法を確認したりできるアプリケーションを公開しています。

○利用方法 App StoreまたはGoogle Playから「ごみ分別アプリ『さんあ〜る』」をダウンロード(利用料無料、通信料利用者負担)

### ごみの減量化の支援制度

家庭で生ごみなどの有機物を減量・堆肥化する処理機<sup>※1</sup>の購入費の補助などを行っています。

○生ごみ処理機等購入補助 ▽電動式=購入費の4分の3(上限5万円) ▽非電動式=購入費の10分の9(上限2万円)

### 市長からの メッセージ

平成3年度には2万9626トンであった家庭からの「燃えるごみ」が、平成29年度は2万806トンまで減少しました。今年度もこれを下回るが見込まれますが、これは徹底したごみの分別と資源化が着実に成果となって現れてきていると捉えています。

ごみの減量化は、まず第一にリデュース(発生の抑制)、次にリユース(再利用)、そして三つ目としてリサイクル(再資源化)のいわゆる3Rが基本です。

すなわち、まずは出来る限りごみは出さないこと、そして工夫して使えるものは使っていく、そして再資源化できるものは、可能な限り分別して還元すること、これが必要です。

また市議会でも、家庭系ごみの有料化イコールごみの減量ということではなく、さらなるごみの減量化、資源化の実現を目指す本市の姿勢を評価していただき、引き続き全力で取り組むことや、市民、事業者、行政が一体となった取り組みによってごみの減量化を推進することが決議されました。

持続可能なごみ減量には、市民一人ひとりの意識や行動が非常に重要です。誰かがやれば良いということではありません。市民総ぐるみで、さらなるごみの減量化に取り組んでまいります。

### 希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政戦略課)

○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429 (無料)